21ページ

第3章　計画の基本的な考え方

1　基本理念

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」

本計画では、全ての県民が、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し合いながら、地域でともに暮らし、ともに支え合い、そして安心して、いきいきと暮らすことができる「共生社会」を目指した地域づくりを進めます。

2　施策の体系

基本理念の実現に向け、4つの施策体系の柱に基づく取組を総合的に進めます。

① ともに支えあう地域づくり

共生社会の実現に向けて、障害や障害のある人に対する正しい理解のより一層の促進を図るとともに、住民誰もがお互いに気にかけ合う地域づくりに向けた意識醸成を図ります。

② 安心して暮らせる地域づくり

身近な地域で安心して暮らすことができるよう、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上を図るとともに、障害特性やライフステージに対応したサービスや、保健や医療など様々な関係者が連携した支援体制の充実を図ります。

③ いきいきと暮らせる地域づくり

多様な教育的ニーズに応じた切れ目のない指導・支援の充実を図るとともに、障害特性に応じて多様な働き方を選択できる環境の整備や、地域において生涯をとおして文化芸術活動やスポーツ等様々な活動に親しむことができる機会の拡大と環境の整備を図ります。

④ 災害時等に困らない地域づくり

災害発生時等や感染症の拡大期などの非常時における障害のある人の安全を確保するため、障害のある人が受ける影響やニーズの違いに留意しながら各種施策を推進するとともに、障害のある人が犯罪や消費者トラブルの被害にあわないよう、関係機関や地域住民等が連携した取組を推進します。

22ページ

表、施策の体系の説明

1　ともに支えあう地域づくり

(1) 障害者差別解消の推進と心のバリアフリー

(2) 権利擁護の推進、虐待防止

(3) 地域で支え合う仕組みづくり

① 「高知型地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

② 地域福祉活動・ボランティア活動の推進

2　安心して暮らせる地域づくり

(1) 安心した暮らしの確保

① 情報アクセシビリティ・意思疎通支援の充実

② 相談支援体制の充実

③ 地域で生活するための各種制度の周知

(2) 保健・医療と福祉サービスの充実

① 保健・医療の充実

② 障害のある子どもへの支援の充実

③ 生活支援・福祉サービスの充実

(3) ひとにやさしいまちづくり

3　いきいきと暮らせる地域づくり

(1) インクルーシブ教育の推進

① 障害の状態や教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

② 特別支援学校における多様な教育的ニーズへの対応

(2) 雇用・就業の促進

① 雇用の促進

② 障害特性に応じた多様な働き方の推進

③ 工賃向上の取組

(3) 文化芸術活動・スポーツの振興と社会参加の促進

① 文化芸術活動の推進

② 生涯学習・スポーツの振興

4　災害時等に困らない地域づくり

(1) 南海トラフ地震等への災害対策

(2) 防犯対策や消費者トラブル防止の推進

表の説明、終わり

23ページ

3　計画の推進

(1)役割分担と連携

障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる「共生社会」の実現は、行政の取組だけでは実現できません。

本計画の推進に当たっては、県民、障害のある人、障害者関係団体、企業・事業者、福祉サービス事業者、市町村、県等が、それぞれの役割を担い、お互いに連携しながら、取組を進めていくことが必要です。

① 県民

障害や障害のある人への県民一人ひとりの正しい理解が共生社会の基盤となります。

障害のある人への正しい理解を深め、障害特性に応じた配慮を行うとともに、誰もが安心して暮らすことができるように、住民同士がつながり、気にかけ合うことができる地域づくりに向けてそれぞれの立場で取り組んでいくことが必要です。

② 障害のある人、障害者関係団体

障害のある人は、共生社会の実現に向けて、主体的に地域社会の活動に参加し、地域の人たちとの交流を深めていくことが必要です。

更には、地域における障害への理解を深めるため、障害特性に応じて必要な配慮や困りごとなどについて積極的に発信していくことが大切です。

また、障害者関係団体は、障害のある人やその家族等のニーズに応じた支援活動、障害や障害のある人に対する正しい理解を深めるための啓発活動など、個人や一事業者ではできない活動を自主的かつ積極的に実施することが必要です。

24ページ

③ 企業・事業者

障害者差別解消法に基づき義務付けられた障害のある人への合理的配慮について、理解を深め、適切に対応する必要があるほか、障害の有無にかかわらず利用しやすい施設や設備等の環境の整備やアクセシビリティに配慮した情報提供に努める必要があります。

また、働く意欲のある障害のある人の積極的な雇用を進めるとともに、職業能力の開発や向上など雇用の安定に向けた取組が求められます。

④ 福祉サービス事業者

福祉サービスに関する情報提供のほか、障害のある人の意思や人格を尊重し、障害のある人の立場に立った適切なサービスの提供と、サービスの質の向上に努めることが求められています。

⑤ 市町村

市町村は、障害福祉サービス等の実施主体であるとともに、住民に最も身近な立場から住民ニーズを的確に把握し、地域生活を支えるためのきめ細やかなサービスの提供を行っていくことが必要です。

そのため、保健・医療・福祉サービスを総合的・一体的に提供するための計画づくりや、サービス提供のための基盤整備などを進めていく役割が期待されています。

⑥ 県

障害のある人の生活全般に係る医療や福祉、雇用、教育、社会参加の推進など幅広い分野にわたる障害者施策の円滑な推進に向け、国、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などを必要に応じて要請します。

また、市町村単位で行うことが困難な広域的あるいは専門的な事業の実施や、市町村への助言・支援に加えて、地域間で格差が生じないようなサービス提供体制づくりを推進します。

25ページ

(2)推進体制

① 関係機関・団体との連携

本計画は、各分野の関係者により構成される「高知県障害者施策推進協議会」の意見を踏まえながら、市町村、関係機関・団体等との連携のもと、計画的かつ効果的に推進します。

また、地域自立支援協議会（注30）をはじめとする関係法令に基づく協議会等を中心として、事業者や関係機関と連携しながら、それぞれの地域の実情に応じた施策を推進します。

② 計画推進のための普及・啓発

市町村をはじめ、各団体や県民、企業等が連携してこの計画に取り組んでいけるよう、障害や障害のある人の理解の促進と併せ、計画の趣旨や各種事業について、様々な機会をとおして積極的に普及・啓発を行います。

③ 政策・方針検討の場への障害のある人の参画促進

障害者施策をはじめ、各分野の政策・方針を検討する際には、障害のある人の視点で暮らしやすいまちづくりを進めていくため、各種審議会や委員会などへの障害のある人の積極的な参画を図り、障害のある人やその家族の意見が反映できるような体制づくりを進めます。

④ 様々な意見の反映

本計画は、県民の皆様の意見に加え、各障害者関係団体、「高知県障害者施策推進協議会」の意見・要望をもとに策定しています。

これらの意見や要望のうち、計画に直接盛り込むことができなかったものについても、今後の施策の推進や見直しなどの中で可能な限り反映させることに努めます。

25ページの語句の説明

（注30）地域自立支援協議会

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていくための協議会です。

25ページの語句の説明、終わり

26ページ

(3)計画の目指す姿

本計画では、基本理念である「障害のある人もない人も、ともに支え合い、安心して、いきいきと暮らせる『共生社会』の実現」を目指しています。

その「共生社会」の実現に向けて計画全体の進捗状況を図る上で、「県民意識調査」や「当事者調査」の結果に基づき、参考とすべき指標を参考指標として、本計画期間中に目指す目標値を設定し、中間見直し及び次期計画策定時に確認、評価を行います。

表、参考指標の説明

障害のある人が「周りの人の理解が進んでいる」と感じる人の割合

現状値（令和4年）54.4％

目標値（令和11年）65.0％

障害のある人が「高知県が障害のある人にとって住みやすい県」と感じる割合

現状値（令和4年）54.1％

目標値（令和11年）65.0％

「障害のある人の社会参加が進んだ」と思う割合

現状値（令和4年）45.2％

目標値（令和11年）55.0％

障害のある人が「地震等の災害時に不安に思うことがない」と回答する割合

現状値（令和4年）12.4％

目標値（令和11年）50.0％

表の説明、終わり

(4)進捗管理と点検・評価

① 計画の着実な推進

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て(Plan)、実施(Do)、その進行状況を定期的に把握し点検・評価(Check)した上で、その後の取組に反映する(Action)、というＰＤＣＡサイクルの考え方に基づき、各施策や事業の実施状況について定期的に点検・評価を行うとともに、施策の充実・見直しについての検討を進めます。

② 進捗状況を評価するための指標

計画を着実かつ効果的に実施するため、進捗状況等を客観的に判断できるよう、施策体系の4つの柱の11の施策分野ごとに「ＫＰＩ」(評価指標：目標に対して施策が達成されているかを定量的に示す指標のこと。)を設定します。

27ページ

③ 進捗管理と指標等の見直し

計画の進捗管理については、設定した「ＫＰＩ」に係る進捗状況等を毎年、「高知県障害者施策推進協議会」に報告し、成果や課題等の把握・分析を行い、更に必要な対策の追加や指標の見直しを行うことで、次年度以降の施策・事業に反映させていきます。

なお、本計画における「ＫＰＩ」は、県における様々な分野の計画等との整合性を図るものとし、他の計画の見直しに併せて、見直しを行うこととします。

27ページ

表、ＫＰＩ（評価指標）の説明

時点の表記について

年度：年度末時点を示しています。

ともに支えあう地域づくり

障害者差別解消の推進と心のバリアフリー

障害者差別解消法の認知度

現状値　48.2％（令和4年10月）

目標値　80.0％（令和11年度）

ヘルプマーク（注31）の認知度

現状値　25.6％（令和3年12月）

目標値　65.0％（令和11年度）

障害者差別解消法に基づく「職員対応要領（注32）」策定市町村数

現状値　13市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率

現状値　63.6％（令和3年度）

目標値　90％以上（令和5年度）

権利擁護の推進、虐待防止

中核機関（注33）設置市町村数

現状値　16市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

成年後見制度利用促進基本計画（注34）策定市町村数

現状値　20市町村（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

地域で支え合う仕組みづくり

包括的な支援体制の整備に取り組む市町村数

現状値　6市町（令和4年4月）

目標値　全市町村（令和11年度）

令和5年度に構築する地域共生社会ポータルサイト閲覧者数

現状値　なし

目標値　10万人（令和11年度）

27ページの語句の説明

（注31）ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病がある人、または、認知症のある人、妊娠初期の人など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークのことです。

（注32）職員対応要領

行政機関等の職員が事務・事業を行うにあたり、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について適切に対応するために、遵守すべき服務規律の一環として定めたものです。

（注33）中核機関

権利擁護支援の中核となる機関のことです。地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担い、専門職による専門的助言等の支援の確保や協議会等の事務局等、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを行っています。

（注34）成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、市町村が成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定する計画です。

27ページの語句の説明、終わり

28ページ

表、ＫＰＩ（評価指標）の説明の続き

安心して暮らせる地域づくり

安心した暮らしの確保

手話通訳者など意思疎通支援者の人数

現状値　手話通訳者：113人　要約筆記者（注35）：93人　失語症者向け：16人　盲ろう者向け：90人（令和4年4月）

目標値　毎年の新規登録者数　手話通訳者：5人　要約筆記者：5人　失語症者向け：8人　盲ろう者向け：5人（令和11年度）

基幹相談支援センター（注36）の設置数

現状値　5ヵ所（令和4年4月）

目標値　14ヵ所（令和5年度）

主任相談支援専門員（注37）の人数

現状値　11人（令和4年4月）

目標値　23人（令和5年度）

保健・医療と福祉サービスの充実

病床機能報告における回復期の病床数

現状値　2,011床（令和2年度）

目標値　3,286床（令和7年度）

小児科医師数

現状値　104人（令和2年度）

目標値　110人以上（令和5年度）

新生児聴覚検査受診率

現状値　99.4％(令和2年度)

目標値　100％（令和11年度）

新生児聴覚検査精密検査受診率

現状値　94.4％（令和2年度）

目標値　100％（令和11年度）

1歳6か月児・3歳児健康診査受診率

現状値　1歳6か月児：94.7％　3歳児：94.7％（令和3年度速報値）

目標値　1歳6か月児：98％　3歳児：98％（令和11年度）

乳幼児健診や相談会などにおける専門職（心理職・言語聴覚士等）の関与（市町村数）

現状値　27市町村等（90％）（令和4年4月）

目標値　30市町村等（令和5年度）

医療的ケア児等コーディネーター人数

現状値　82人（令和4年9月）

目標値　120人（令和5年度）

28ページの語句の説明

（注35）要約筆記者

中途失聴者や難聴者のために、手書きやパソコンなどの方法によって、その場で音声を文字にして伝える要約筆記に必要な技術を習得した人のことです。

（注36）基幹相談支援センター

相談窓口としての業務を行うとともに、支援困難事例への対応や相談支援事業者への助言、地域の相談支援専門員の人材育成などを行う、市町村が設置、又は委託をした地域の中核的な総合相談支援機関のことです。

（注37）相談支援専門員

障害のある人等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス等利用計画の作成を行う専門職です。

28ページの語句の説明、終わり

29ページ

表、ＫＰＩ（評価指標）の説明の続き

医療的ケア児支援センター（注38）における延べ相談件数

現状値　82件（令和3年度）

目標値　120件（令和5年度）

精神障害者アウトリーチ推進事業（注39）を実施している圏域数

現状値　2圏域（令和4年4月）

目標値　5圏域（令和11年度）

児童発達支援（注40）センター（注41）の設置数

現状値　6ヵ所（令和4年4月）

目標値　12ヵ所（令和5年度）

発達障害の診療を行う医療機関数

現状値　29ヵ所（令和3年度）

目標値　35ヵ所（令和5年度）

発達障害者支援センター（注42）における情報発信（ホームページのアクセス数）

現状値　573件（令和4年6月）

目標値　1,500件/月（令和5年度）

地域生活支援拠点等を設置する市町村数

現状値　13市町村（令和4年4月）

目標値　34市町村（令和8年度）

ひとにやさしいまちづくり

路線バス事業者のノンステップバス（注43）導入比率

現状値　52.9％（令和4年5月）

目標値　63.8％（令和11年度）

高知県ひとにやさしいまちづくり条例（注44）による届け出における整備項目適合率

現状値　67.9％（令和3年度）

目標値　80.0％（令和11年度）

29ページの語句の説明

（注38）医療的ケア児支援センター

医療的ケア児やその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携、調整や支援員の養成等を行う中核的な機関のことです。

（注39）精神障害者アウトリーチ推進事業

未治療者の人や治療を中断している人などに対して専門職がチームを組んで必要に応じて訪問支援を行うことで、住み慣れた地域での継続した生活が送れるように支援する取組です。

（注40）児童発達支援

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

（注41）児童発達支援センター

就学前の児童を対象とした通所支援に加えて、保育所等への訪問支援や相談支援などの地域支援の機能を併せ持つ、地域の中核的な施設のことです。

（注42）発達障害者支援センター

発達障害のある人とその家族からの様々な相談に対する指導、助言を行うとともに、関係機関との連携、調整や発達障害に関する普及啓発、発達障害に関わる人材育成等を行う中核的な機関です。

（注43）ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくした乗り降りが容易なバスのことです。

（注44）高知県ひとにやさしいまちづくり条例

全ての県民が安全で快適に暮らせる社会の実現を目的に、建物・道路・公園等の整備方針等を定めた条例(平成9年制定)です。

29ページの語句の説明、終わり

30ページ

表、ＫＰＩ（評価指標）の説明の続き

いきいきと暮らせる地域づくり

インクルーシブ教育の推進

研修内容を所属校で具体的な支援に生かすことができる

現状値　3.5（4件法）（令和4年9月）

目標値　3.6（令和11年度）

ユニバーサルデザイン（注45）について、県が示す5つの重点事項を全ての教室で実践している学校の割合

重点事項とは、県が作成する「すべての子どもが『分かる』『できる』授業づくりガイドブック」に基づいて示されている、例えば「授業のめあてを提示する」などの具体的取組

現状値　小：97.4％　中：97.3％　高：93.9％　（令和4年9月）

目標値　小：100％　中：100％　高：100％（令和5年度）

「個別の指導計画」が作成され、校内支援会や職員会議における情報共有のもと、組織的な指導・支援が実施されている幼児児童生徒の割合

現状値保幼：77.2％（令和3年度）　小：86.5％　中：75.2％　高：93.3％（令和4年9月）

目標値　保幼：100％　小：100％　中：100％　高：100％（令和5年度）

「個別の指導計画」が必要な幼児児童生徒のうち、「個別の教育支援計画」や「引き継ぎシート（注46）」等のツールを活用して引き継ぎが行われた児童生徒の割合（第1学年）

現状値　保幼→小：69.5％　小→中：79.2％　中→高：46.2％（令和4年9月）

目標値　保幼→小：100％　小→中：100％　中→高：80％以上（令和5年度）

特別支援学校の授業等において、毎日1回以上ＩＣＴ（注47）を活用している児童生徒の割合

現状値　全学部：33.9％（令和3年度）

目標値　100％（令和5年度）

５領域（視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱）全ての特別支援学校教諭二種免許以上を保有する県立特別支援学校の教員の割合（採用３年未満と人事交流３年未満を除く）

現状値　67.2％（令和3年度）

目標値　90％（令和5年度）

特別支援学校小学部の児童の居住地校交流の実施率

現状値　63.6％（令和3年度）

目標値　90％以上（令和5年度）

知的特別支援学校就職率（就労継続支援Ａ型事業所を含めた一般就労）

現状値　41.7％（令和3年度）

目標値　全国平均以上（令和11年度）

学校等における医療的ケア看護職員研修により専門性が向上した看護職員の割合：肯定的な回答

現状値　なし

目標値　90％以上（令和5年度）

30ページの語句の説明

（注45）ユニバーサルデザイン

はじめからバリアを作らず、障害の有無や年齢などにかかわらず、誰にとっても利用しやすいような配慮のもとに、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方です。

（注46）引き継ぎシート

特別な教育的支援を必要とする子どもに対して、これまでに家庭や保育所・幼稚園・学校等で大切にしてきたことや取り組んできたことを、次の学校へとつなげるためのシートです。

（注47）ＩＣＴ(InformationandCommunicationTechnology)

人々の生活を豊かにするために、インターネットなどの情報を効率的に処理できる技術を活用することです。

30ページの語句の説明、終わり

31ページ

表、ＫＰＩ（評価指標）の説明の続き

雇用・就業の促進

障害者職業訓練による就職者数

現状値　14人（令和3年度）

目標値　30人/年以上（令和5年度）

テレワーク（注48）による新規就職者数

現状値　3人（令和3年度）

目標値　10人/年以上（令和5年度）

農業分野で就労する障害のある人の人数

現状値　529人（令和3年度）

目標値　700人（令和5年度）

平均工賃月額

現状値　20,597円（令和3年度）

目標値　22,000円（令和5年度）

文化芸術活動・スポーツの振興と社会参加の促進

県民文化ホール等の県立文化施設における障害のある人への芸術文化を鑑賞する機会の創出

現状値　なし

目標値　年に1回以上

障害のある人の文化芸術活動の充実に向けた県内博物館等担当者への研修会の開催や情報提供の実施

現状値　なし

目標値　年に1回

創作的活動や社会との交流の促進等を支援する「地域活動支援センター」の設置

現状値　13市町19カ所（令和5年1月）

目標値　全市町村（広域設置含む）（令和11年度）

有資格指導者数（障害者スポーツ指導員）

※R5年4月1日から名称変更のため、パラスポーツ指導員となります

現状値　初級：132人　中級：53人　上級：18人（令和3年度）

目標値　令和4年度から10％増（令和9年度)

障害のある人がスポーツ活動をすることができる団体数（身近な地域におけるスポーツ機会の拡充）

現状値　26団体（令和3年度）

目標値　36団体（令和9年度)

障害者スポーツセンター（注49）と連携し地域の活動支援を行う体制ができているエリア数（障害者スポーツの活動支援）

現状値　1（令和3年度）

目標値　6（令和9年度）

31ページの語句の説明

（注48）テレワーク

本拠地のオフィスから離れた場所で、情報通信技術を使って仕事をすることです。

（注49）障害者スポーツセンター

スポーツをとおして障害のある人の健康維持増進、社会参加の促進を図るため、スポーツ施設や研修施設の利用提供、各種スポーツ大会・教室の開催や、指導者の養成などを行っている施設です。

31ページの語句の説明、終わり

32ページ

災害時等に困らない地域づくり

南海トラフ地震等への災害対策

L2津波浸水想定区域（注50）内における同意取得者（優先度が高い方）の個別避難計画（注51）作成率

現状値　34.7％（令和4年9月30日）

目標値　100％（令和7年度）

福祉避難所受入可能人数

現状値　10,514人（令和4年9月30日）

目標値　10,734人（令和6年度）

防犯対策や消費者トラブル防止の推進

特別支援学校への消費生活出前講座の回数

現状値　3回（令和3年度）

目標値　6回（令和11年度）

集落活動センター（注52）での消費生活出前講座の回数

現状値　1回（令和3年度）

目標値　5回（令和11年度）

32ページの語句の説明

（注50）Ｌ２津波浸水想定区域

平成24年8月に国が公表した南海トラフ沿いで発生する最大クラスの地震・津波をベースに、最新の地形データや構造物データを反映したより精微な予測に基づき、津波の浸水が想定される範囲のことです。

（注51）個別避難計画

災害時に一人では避難することが困難な人について、その人ごとに誰が支援するか、どこに避難するか、避難するときにどのような配慮が必要かなどをあらかじめ定めた計画です。

（注52）集落活動センター

地域住民が主体となって、旧小学校や集会所等を拠点に、地域外の人材等を活用しながら、近隣の集落等との連携を図り、生活、福祉、産業、防災などの活動について、それぞれの地域の課題やニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みのことです。

32ページの語句の説明、終わり